

東京大学（本郷）地震研1号館他外壁調査・補修工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所

東京都文京区本郷7－3－1（東京大学構内）

本郷キャンパス

東京都文京区弥生1－1－1（東京大学構内）

弥生キャンパス

2. 完成期限

令和9年2月26日（金曜日）

3. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数
【本郷キャンパス】		
図書館研究所学部等（教育学部）	R C	4－1
図書館研究所学部等（社会科学研究所_旧館）	R C	4－1
図書館研究所学部等（社会科学研究所_新館）	R C	7－1
図書館研究所学部等（情報学環_新館）	R C	10－1
図書館研究所学部等（史料編纂所_新館）	R C	7－1
薬学系総合研究棟	R C	10－1
総合研究博物館	R C	7－1
【弥生キャンパス】		
地震研1号館	R C	7－0

4. 工事種目

・ 印の付いたものが対象工事種目

工 事 種 目
○ 2 仮設工事
・ 3 防水改修工事
○ 4 外壁改修工事
・ 5 建具改修工事
・ 6 内装改修工事
・ 7 塗装改修工事
・ 8 耐震改修工事
・ 9 環境配慮改修工事

5. 指定部分

○無

・有

対象部分（）

指定部分工期 令和 年 月 日（ 曜日）

6. 概成工期

・無

○有

令和 9 年 2 月 1 2 日（金曜日）

(1.2.1) [1.2.1]

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

(1) 東京大学工事請負契約要領別記第1号工事請負契約基準、現場説明書、図面 ― 枚及び本特記仕様書 5 枚によるほか、下記仕様書等のうち、

○印の付いたものを適用する。

・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)

○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)

・ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和7年9月版)(以下「文科仕様書」という。)

・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和7年9月版)(以下「文科改修仕様書」という。)

○ 工事写真撮影要領(令和5年9月)

・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)

・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。

なお、電気設備工事の特記仕様書は（）、

機械設備工事の特記仕様書は（）による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、○ 印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○ 印の付いたものを適用する。

○ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。

○ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の（）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

特記事項に記載の〔〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

特記事項に記載の（（））内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

特記事項に記載の〔〔〕〕内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

2 各章共通事項

章 項 目 特 記 事 項

○ 適用区分

○ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

○ 風圧力

風速（V₀= 34 m/s）

地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ○Ⅲ ・Ⅳ）

○ 積雪荷重

平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表（ 24 ）

○ 電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者

(1.3.3~4) [1.3.3~4]

この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。

項 目 名	電気保安技術者
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高压電気工事技術者の検定に合格した者	○
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高压試験に合格した者	○
6 第1種電気工事士の資格を有する者	○
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	○
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	・

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

○ 施工条件

(1.3.5) [1.3.5]

この工事現場では、次の施工条件による。

施工数量調査は、4外壁改修工事「施工数量調査」によるもの他、本特記仕様書「その他」による。

工事用車両の駐車場、資機材置場、仮設事務所等の設置場所は仮設計画図による。

工事用電力等は、発電機とする。

交通誘導員は作業力所ごとに配置することとし、仮設計画図による。

本特記仕様書「その他」に記載の事項は、一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員を選任した上で、監督職員の承諾を得て実施すること。

工事写真は、工事写真撮影要領によるもの他、本特記仕様書「その他」に指定するものとする。

本特記仕様書「その他」に記載の見積書は令和9年1月15日までに提出すること。

○ 発生材の処理等

(1.3.11) [1.3.12]

(1) 引渡しを要するもの

1) 品名 ―

引渡し先 ―

集積場所 ―

(2) 特別管理産業廃棄物

1) 品名 ―

処理方法 ―

(3) 現場において再利用を図るもの

1) 品名 ―

使用箇所 ―

(4) 再資源化を図るもの

1) 品名 ・建設発生土

受入場所 ―

2) 品名 ―

(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。

○ 環境への配慮

(1.4.1) [1.4.1]

1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジノブチル及びフタル酸ジノエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が追加されていない材料を使用する。

④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

○ 材料の品質等

(1.4.2) [1.4.2]

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。

3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。

② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③ 安定的な供給が可能であること。

④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

5) 製造業者等に関する資料の提出を求める資料。

・

○ 材料の検査等

(1.4.4) [1.4.4]

材 料 名	備 考

○ 石綿含有建材の調査

[1.5.1]

調査

※石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料（新築時発注図面）

○分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンスゾライト、クリソタイル、クロシドライト、トリモライト

分析方法

材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、 (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)
張付けモルタル、下地調整材	○ 13（箇所） ・ （箇所）	・ （箇所） ・ （箇所）
	・ （箇所）	・ （箇所）

サンプル数 1箇所あたり3サンプル

採取箇所

○図示による

・ 技能士

・ 施工数量調査報告書数量書

写真帳

・ 施工の検査等

・ 仮設計画図

・ 見積書

○ 施工の立会い

(1.5.5) [1.7.5]

標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す施工については、監督職員の検査を受ける。

検査を行う施工	備考

(1.5.5) [1.7.7]

標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。

施工の立会いを行う工程	備考
施工数量調査	監督職員が指定する建物

(1.5.10) [1.7.10]

(1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定対象化学物質	指針値（両単位の変換は、25℃の場合による。）
ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下
トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下
キシレン	200 μg/m ³ (0.05ppm) 以下
エチルベンゼン	370 μg/m ³ (0.085ppm) 以下
ステレン	220 μg/m ³ (0.05ppm) 以下

(2) 測定対象室及び測定箇所数は以下表による。

様名称	階	室名	採取本数

(3) 測定方法は、（・吸引方式（アクティブ法）・拡散方式（パッシブ法））により行う。

(4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。

(5) 測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。

(1.7.1~3) [1.9.1~3]

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事も目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

1) 完成図

○CADデータ（電子納品）及び電子データ（PDF形式）

※CADデータは、作成に使用したCADデータ、DXF、JWWとし、監督職員の承諾を得たものとする。

○A3版原図 1 部

・ A1版原図 1 部

○A3複写図（製本） 1 部

・ A1複写図（製本） 1 部

2) 保全に関する資料

○電子データ（PDF形式）

○A4ファイル綴じ 1 部

○ 完成時の提出図書

2 仮設工事

・ 騒音・粉じん等の対策

○ 足場等

2.1.3

[2.2.1][表 2.2.1]

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり置置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場

○設置する（設置範囲）

・ 工事に必要な範囲

○図示による

・

（

・設置しない（設置範囲）

・ 工事に必要な範囲

・ 図示による

・

（

○設置しない

○既存躯体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。

3) 工事写真（「工事写真撮影要領」による。）

○原本（電子媒体）

○アルバム（紙又は電子媒体） 1 部

4) 完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者
外観正面（ ）箇所	・電子データ（JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度） ・カラー印刷紙キャビネ利 ・カラー印刷紙キャビネ利 A4アルバム綴じ（注） ・カラー木製パネル半切（324×400mm）		4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真のある者で、監督職員が承諾する撮影業者
上記と異なる外部： 箇所内部： 箇所	・電子データ（JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度） ・カラー印刷紙キャビネ利 ・カラー印刷紙キャビネ利 A4アルバム綴じ（注）		1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意

(注) のアルバムは併せて作成する。

1) 貸与する設計図のCADデータは以下による。

著作者名： 東京大学

ファイル形式： Excel (.xlsx)、JWW及びPDF

貸与条件： 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。

2) 完成写真の撮影に関する著作者の権利等については次のi) 及びii) によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。

i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。

ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。

4) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

5) 提出方法及びファイル形式は以下による。

電子媒体： CD-R又はDVD-R

CADデータ： JWW、DXF 及びPDF

上記の他、監督職員が認めた形式

工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。

あと施工アンカー工事 6章および8章による

コア抜き、はつり工事等

※既存資料調査

・探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査

配管 ・配線等の位置の墨出しを行う範囲

※図示による

・放射線透過試験

労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。

1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。

3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。

4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。

5) 躯体の墨出しは、表裏でズレないように措置を講ずる。

撮影枚数 枚

フィルムサイズ

コンクリート厚さ cm

○既存躯体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。

東京大学（本郷）地震研1号館他外壁調査・補修工事

改修特記仕様書(1)

東京大学THE UNIVERSITY OF TOKYO

部長 課長 副課長 係長 担当 担当

見明 戸田 松川 江田 田中

縮尺 A 1：－ A 3：－

年度 R 8

図面番号 特A－ 01

概要図

[illegible]

